

1964年12月23日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時43分～午後4時25分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	藤次郎	2番	比嘉	嘉富	完盛	亮
3番	天久	藤次郎	4番	安仲	村里	盛安	泉
5番	石川	真大	6番	仲安	里川	安	明
7番	石川	真大	9番	安石	川佐	明	無
10番	石川	真大	11番	伊官	佐	得	昌
12番	又大	吉川	13番	伊官	佐	昌	壽
14番	又大	吉川	15番	伊官	佐	壽	光
16番	又大	吉川	17番	伊官	佐		
18番	又大	吉川	20番	伊官	佐		
21番	又大	吉川					

3. 不応招議員は次のとおりである。

8番 石田 実 正 19番 武 島 行 男

4. 出席議員は次のとおりである。
応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により職務免除のため出席したもの
は次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	具屋	真徳	収入役	沢し	実一
総務課長	徳川	正敏	住民課長	仲村	春信			
民生課長	山田	全孝	河政課長	奥里	春俊			
経済課長	伊佐	友誠	水道課長	樋口	真純			
農林課長	島根	昌泰	消防長	大城	仁幸			

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 島根 真由 加藤 善光

1964年12月23日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時43分~午後4時25分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	藤太郎	2番	比嘉	定	亮
3番	天久	盛雄	4番	安次	富盛	信
5番	石川	真大	6番	仲村	里春	景
7番	桶嶺	正康	9番	安里	川安	明
10番	又吉	正弘	11番	石川	佐繁	得
12番	大川	昇	13番	伊官	真盛	昌
14番	仲村	喜永	15番	伊官	伊佐	貞
16番	官里	敏行	17番	伊村	伊盛	光
18番	中里	幸助	20番	仲村		
21番	古波	清次郎				

3. 不応招議員は次のとおりである。

8番 石田 英正 19番 武島 行男

4. 出席議員は次のとおりである
応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により競争説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 泰勝	助役	呉屋 真徳	収入役	沢し 安一
総務課長	松川 正毅	住民課長	仲村 泰信		
民生課長	当山 全壽	財政課長	呉里 将俊		
経済課長	伊佐 友誠	水道課長	国百 具誠		
建設課長	島袋 昌榮	消防長	大城 仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 島袋真由・知念晋光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第8. 議案第12号, 菅天間中校区青少年健全育成モデル地区指定研究会への助成金交付方について。

日程第4. 議案第51号, 1965年度箕野町市才入才出追加正予算について。

日程第7. 議案第52号, 箕野町市印かん条例の制定について

日程第9. 議案第53号, 工事契約を結ぶことについて

日程第10. 議案第54号, 工事請負契約を結ぶことについて

議長～出席議員13名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしますので、今より本日(第4日目)の会議を開きます。(午前10時43分)

議長～日程第8. 議案第12号, 菅天間中校区青少年健全育成モデル地区指定研究会への助成金交付方についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので、昨日に引き続き質疑を願います。

議長～暫休憩いたします。(午前10時45分)

議長～再開いたします。(午後12時25分)

議長～5番. 17番. 1番議員の出席を報告いたします。

議長～質疑も大体つきたようでありますが、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、質疑を打ち切ることにいたします。

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第8. 陳情第12号, 普天間中校区青少年健全育成モデル地区指定研究会への助成金交付方について。

日程第4. 議案第51号, 1965年度宜野湾市才入才出追加改正予算について。

日程第7. 議案第52号, 宜野湾市印かん条例の設定について

日程第9. 議案第53号, 工事契約を結ぶことについて

日程第10. 議案第54号, 工事請負契約を結ぶことについて

議長～出席議員13名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしますので只今より本日(第4日目)の会議を開きます。(午前10時43分)

議長～日程第8. 陳情第12号, 普天間中校区青少年健全育成モデル地区指定研究会への助成金交付方についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので、昨日に引き続き質疑を願います。

議長～暫休いたします。(午前10時45分)

議長～再開いたします。(午後12時25分)

議長～5番. 17番. 1番議員の出席を報告いたします。

議長～質疑も大体つきたようであります。質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、質疑を打ち切ることにいたします。

議長～3番、18番議員の出席を報告いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

16番～本陳情案件の趣旨については、先きに町役も校長も前にして充分分つた様に思っております。只問題はこういうふうな補助金を支出する。市としての立場、それから又社会教育という次教局の指定であるという立場で少々疑問を持つ訳でございますが、財政法の162条とも考慮いたしまして、市としても大きな立場に立つて考えた場合にむしろそういう事業に対しては育成すべきであるというふうに考えまして本案を採択することに賛成いたします。

議長～外にかわつた御意見はございませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では陳情第12号、晋天間中校区青少年健全育成助成金モリ地区指定研究会への助成金交付方針についてを表決に付します。

議長～本陳情を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本陳情を採択することに決定いたします。

議長～暫休いたします。(午後12時30分)

議長～再開いたします。(午後2時15分)

議 長～議案第51号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正
予算についてを議題といたします。本案は質疑の段階に
おいて継続審議になっておりますので引続き質疑を願い
ます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時16分)

議 長～再開いたします。(午後2時32分)

議 長～質疑もつきた様であります、打切ること御異議ござ
いせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時34分)

議 長～再開いたします。(午後2時35分)

議 長～討論省略の戸がござりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第51号、1965年度宜野湾市才入才出追加
更正予算についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定い
たします。

議長～暫休憩いたします。(午後2時37分)

議長～再開いたします。(午後2時38分)

議長～4番、6番議員の出席を報告いたします。

議長～日程第7、議案第52号、宜野湾市いんかん条例の設定についてを議題といたします。
本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので引き続き質疑を願います。

議長～暫休憩いたします。(午後2時39分)

議長～再開いたします。(午後3時20分)

議長～本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。
同審査期間は明日24日(1日)とし25日の本会議に報告してもらうようお願いいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時22分)

議長～再開いたします。(午後3時25分)

議長～日程第9に議案第53号、工事請負契約を結ぶことについてを議題といたします。それから日程第10に議案第54号、工事請負契約を結ぶことについてを追加願います。

議長～暫休憩いたします。(午後3時30分)

議長～再開いたします。(午後3時31分)

議長～日程第9、議案第53号、工事請負契約を締結することについてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時34分)

議長～再開いたします。(午後3時33分)

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～政府に対してずっと前から補助事業として申請してありました。この組合の角の所から30号線を通つてイシジヤ一橋までの歩道と排水の工事を今度補助事業としてやつてよろしいということになりまして入札いたしました所、なかなか落札出来んでやむを得ずこの随意契約でこの工事を進めることになりました。金額が18,970\$ということとなりますと4,000\$以上議会の議決を要する様になつておりますので、皆さんの承認を得てその工事を早く執行したいという所でこれを提案してあります。

議長～暫休憩いたします。(午後3時35分)

議長～再開いたします。(午後3時45分)

議長～本案につきましては、質疑もつきた様でありますので、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の所がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第53号、工事請負契約を締結することについてを
表決に付します。
異議に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定いた
します。

議 長～日程第10、議案第54号、工事請負契約を締結すること
についてを議題といたします。
一 庶務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案理由はそこに示した通りであります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時50分)

議 長～再開いたします。(午後4時15分)

議 長～お語りいたします。休憩中に大部疑問点は説明されたの
で、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございま
せんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案に対する質疑を打ち
切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声をございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～では議案第54号、工事費負担金を徴収することについてを
表決に付します。
異議に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定
いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時18分)

議 長～再開いたします。(午後4時20分)

議 長～本日の日程が全部終了いたしましたので、これを以つて
本日の会務を終ることにいたします。何日にも休会いた
しますので、別に事務委員会に付託いたしました案件の
審査をお願いします。
次回の本会議は25日の午前10時より再開することに
いたします。

議 長～散会(午後4時25分)

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の用がございりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～では議案第54号、工事請負契約を結ぶことについてを
表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定
いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時18分)

議 長～再開いたします。(午後4時20分)

議 長～本日の日程が全部終了いたしましたので、これを以つて
本日の会議を終ることにいたします。向明日は休会いた
しますので、先に総務委員会に付託いたしました案件の
審査をお願いします。
次回の不会議は25日の午前10時より再会することに
いたします。

議 長～散会(午後4時25分)